

第 60 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定のうち、別表に掲げる「非公開とすべき情報」の部分を非公開とした決定は妥当であるが、その他の部分を非公開とした決定は妥当でないので公開すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成18年 5月 8日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、同年 1月18日開催の名古屋市会財政教育委員会（以下「本件委員会」という。）に提出された「改築後の教育館について」に関し、その基礎的な資料となった新教育館の建設事業に関する庁内及び外部関係者との会合などの議事録、報告書及びこれらに付随する資料一切の公開請求を行った。

2 同年 5月19日、実施機関は、上記の公開請求に対して、下記(1) の行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、下記(2) の理由により非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 特定した行政文書

- ア 大人の知の拠点づくり（リニューアルバージョンVer1.1）（以下「本件行政文書①」という。）
- イ 大人の知の拠点づくり（中間報告）
- ウ 新教育館（大人の知の拠点づくり）「市民のための活動・交流の拠点」
- エ 総合調整会議 大人の知の拠点づくり（プレゼンテーション）
- オ 教育博物館
- カ 総合調整会議（プレゼンテーション資料）
- キ フロア構成案
- ク 大人の知の拠点づくり基本構想案策定および事業手法調査(中間報告)（平成17年 8月26日）（以下「本件行政文書②」という。）
- ケ 大人の知の拠点づくり基本構想案策定および事業手法調査(中間報告)（平成17年 8月29日）（以下「本件行政文書③」という。）
- コ 第 1回あり方検討会議 新教育館（大人の知の拠点づくり）
- サ 大人の知の拠点づくりについて（以下「本件行政文書④」という。）

- シ 新教育館の整備について（大人の知の拠点づくり）
- ス 新教育館（大人の知の拠点） 基本構想素案 事業手法調査（中間報告書）（以下「本件行政文書⑤」という。）
- セ 新教育館（大人の知の拠点） 基本構想素案 事業手法調査（中間報告書参考資料）（以下「本件行政文書⑥」という。）
- ソ 新教育館「ソフィアなごや（仮称）」 基本構想素案・整備手法中間報告書（以下「本件行政文書⑦」という。）
- タ 新教育館（ソフィアなごや）の概要（以下「本件行政文書⑧」という。）
- チ 新教育館のフロアイメージ
- ツ 生涯学習推進における「ゆめ・みらいセンター」の位置づけ
- テ 新教育館「ソフィアなごや（仮称）」（以下「本件行政文書⑨」という。）
- ト 名古屋市教育館整備計画

(2) 非公開事由

ア 条例第 7条第 1項第 4号に該当

本件行政文書には、非公開を前提とした本市の協議、検討に関する情報が記載されており、これらを公開すると学識経験者、業界関係者等の率直な意見の交換が妨げられるおそれがあり、今後の事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすため。

イ 条例第 7条第 1項第 5号に該当

本件委員会に報告及び提出した資料は、当時点での検討状況を中間報告的に示したものであり、本件行政文書を公開すると市民の間に誤解を招いたり、行政内部での率直な意見交換を損なうおそれがあり、今後の事務の執行に支障を及ぼすため。

- 3 同年 5月23日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張して

いる審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件処分を行うに当たり、「学識経験者や業界関係者等の率直な意見の交換が妨げられるおそれがある」ことを理由としているが、こうした意見交換が現実には政策意思決定を左右し、本件委員会に示されたような中間報告となって存在している以上、どのような者が政策意思決定に関わり、いかなる意見を述べているかを知ることが、市民の当然の権利である。また、こうした権利は、「市民の知る権利の尊重」、「市政に関し市民に説明する責務の全う」、「透明性の高い市政の推進に資する」などを規定した条例第 1 条からみても明らかである。
- (2) 実施機関は、基本構想（案）などよりもっと早い構想段階から、誠実に市民に事業内容を説明する責務がある。また、学識経験者、業界関係者等がその決定に関与するのであれば、その点も含めて明らかにすべきである。
- (3) 仮に実施機関が主張するような「率直な意見交換が妨げられる」ことが認められるとしても、全面的に非公開にすることは、到底認められるものではない。少なくとも、どのような者がいかなる意見を提起したのかは、明らかにすべきである。また、学識経験者、業界関係者等に対しては、実施機関に説明責任がある旨を説明し、理解を得る努力をすべきである。
- (4) 実施機関が本件行政文書を非公開にしたことにより、新教育館の建設に当たって公的資金が投入されるにもかかわらず、極めて不透明な形で政策意思決定が行われるおそれがあるほか、学識経験者、業界関係者等の当該事業に対する利害関係について、市民の側から検証できないおそれがある。
- (5) 公開請求の対象となる行政文書について、審査請求人にはその名称はおろか、内容さえ知らされておらず、これでは、実施機関が行った非公開決定が妥当かどうかの判断さえできない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、行政内部の職員で構成する検討会議で使用した資料、整備手法の調査を委託した事業者が作成した資料及び学識経験者等を含めて行った検討会議資料からなり、新教育館に導入する機能のアイデア、事業採算の試算、事業手法の比較、外観及び内観のイメージ図等が記載されている。

また、本件行政文書は、新教育館の建設について、今後の検討はもとより整備段階での事業者選考にも影響を及ぼす可能性を持ったものであり、その内容についても、今後、新教育館に導入する機能、事業手法等の検討を進めていく上で、大きく変更される可能性を持ったものである。

2 条例第 7条第 1項第 4号について

本件委員会で報告した内容は、それまでに検討したものを中間的に示したものであり、確定したものではないことから、その報告の基礎資料となる本件行政文書を公開することになると、行政内部及び学識経験者等との率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、未確定の内容が記載された本件行政文書を公開することにより、既に事業内容が確定しているかのような誤解を市民に与えるなど、今後、事業を実施する上で混乱が生じるおそれがある。さらに、現時点では、建設に係る事業者を選考する方法は確定していないが、検討に挙げた整備内容を特定の者にのみ明らかにすることは、その者に不当に利益を与えることになり得ることから、契約の公正性への影響が懸念される。

なお、本件委員会で報告した内容は、現在、全面的な計画の見直しを進めており、現在の検討内容と大幅に異なっている内容の本件行政文書が公開されることになれば、市民に誤解を与え、混乱を生じさせることになる。

3 条例第 7条第 1項第 5号について

未確定の内容が記載された本件行政文書を公開することにより、今後の行政内部での率直な意見交換を損なうおそれがあることから、事務事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては今後の計画スケジュールにも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

4 市民への公表及び意見聴取等について

開かれた行政の実現に向けて、できる限り情報公開を行うことの必要性は十分認識しているものであり、本件委員会に中間的に報告、公表したこともその一環である。新教育館の基本構想案がまとまった際には、できる限り早く公表し、公表後は、パブリックコメントの実施を含め、幅広く市民からの意見を聴取、集約した上で整備計画を確定させていく考えである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書が条例第 7条第 1項第 4号又は第 5号に該当するか否かが争

点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 条例第 7条第 1項第 4号該当性

当審査会は、まず、本件行政文書が条例第 7条第 1項第 4号に該当するかどうかを判断する。

(1) 本号は、行政における審議、検討又は協議に関する非公開情報について定めたものであり、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお意思決定等に不当な支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 実施機関は、本件委員会への報告は中間的なもので、現在は当該報告をもとに検討が進んでいるものではなく、全面的な計画の見直しを進めているところであり、現在の検討内容とは大幅に異なっている本件行政文書を公開すると、市民に誤解を与え、混乱を生じさせることとなると主張する。

しかしながら、新教育館の整備については、現時点では状況が変わったため、これまでとは異なった検討を行っている旨を説明すれば、本件行政文書を公開したとしても、直ちに誤解や無用な混乱が生ずるとは認められず、本件行政文書を一律に非公開とすべきではないと考える。

そこで、本件行政文書について、個別具体的に本号の該当性について判断するものとする。

(3) 本件行政文書のうち、本件行政文書①には、教育館に入居している教育関係団体の移転先に関する情報（以下「教育関係団体情報」という。）が、本件行政文書②、本件行政文書③、本件行政文書⑤、本件行政文書⑥、本件行政文書⑦、本件行政文書⑧及び本件行政文書⑨には、教育館の改築に係る本市の財政負担額等を試算するためにシミュレーションした情報（以下「シミュレーション情報」という。）が、また、本件行政文書④には、

教育館の一時移転先に関する情報及び外部の入居団体に関する情報（以下「一時移転先情報等」という。）が記載されており、これらの情報が、行政における内部的な審議、検討又は協議に関する情報であることは明らかである。

(4) 次に、これらの情報を公開すると、今後、実施機関が教育館の改築を進めていく上で、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるか否か、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

(5) 現に教育館に入居している団体にとっては、教育館の改築に伴う事務所の移転先に関する情報は極めて関心の高いものである。また、地域住民等にとっても、教育館が一時的ではあるにせよ移転してくるということは、関心のある問題である。そのため、教育関係団体情報及び一時移転先情報等を公開すると、検討段階での未確定な情報が確定されたものと誤解され、現に教育館に入居している団体、一時移転先の地域住民等の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

また、シミュレーション情報には、教育館の改築に際して民間活用型事業手法を導入した場合の設計監理費、建設工事費等の金額、収益施設を導入した場合の賃料の金額、事業手法別コストのシミュレーション結果等が含まれており、これを公開すると、公開を受けた者にのみ行政内部で検討された整備内容や整備に要する費用等が明らかになり、公開を受けた者以外の者に不当に利益を与えるおそれがあると認められる。

(6) 以上のことから、教育関係団体情報、シミュレーション情報及び一時移転先情報等は、条例第7条第1項第4号に該当すると認められる。

(7) なお、本件行政文書①から本件行政文書⑨までのうち教育関係団体情報、シミュレーション情報及び一時移転先情報等を除いた部分並びに本件行政文書のうち本件行政文書①から本件行政文書⑨までを除いた文書には、当該文書を作成した時点での実施機関内部における新教育館に関する検討状況が記載されているに過ぎず、特定の者が確定された情報と誤解して混乱を招くおそれのある情報、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのある情報は記載されていないため、これを公開しても、行政内部における意思決定等に不当な支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

4 条例第 7条第 1項第 5号該当性

次に、本件行政文書が条例第 7条第 1項第 5号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、本市が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 教育関係団体情報、シミュレーション情報及び一時移転先情報等が本市の機関が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかである。

(3) 次に、これらの情報を公開すると、今後、実施機関が教育館の改築を進めていく上で、当該事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

(4) 実施機関は、教育館の改築に伴い、教育館に入居している教育関係団体とその移転先について交渉しており、教育館の一時移転先についても検討しているところである。こうしたことから、教育関係団体情報及び一時移転先情報等を公開すると、実施機関の移転に関する考え方が交渉の相手方に漏れ、当該関係団体との交渉に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては実施機関が教育館の改築を実施するに当たって、当該事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、シミュレーション情報には、教育館の改築に際して民間活用型事業手法を導入した場合の設計監理費、建設工事費等の金額、収益施設を導入した場合の賃料の金額、事業手法別コストのシミュレーション結果等が含まれており、これを公開すると、今後、実施機関が教育館の改築を進めるに当たって契約等の事務を行う上で、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(5) 以上のことから、教育関係団体情報、シミュレーション情報及び一時移転先情報等は、条例第 7条第 1項第 5号に該当すると認められる。

(6) なお、本件行政文書①から本件行政文書⑨までのうち教育関係団体情報、シミュレーション情報及び一時移転先情報等を除いた部分並びに本件行政文書のうち本件行政文書①から本件行政文書⑨までを除いた文書には、当該文書を作成した時点での、実施機関内部における新教育館に関する検討

状況が記載されているに過ぎず、特定の団体に影響を及ぼす情報は含まれていないことから、これを公開しても、教育館の改築を実施するに当たって、当該事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成18年 5月29日	諮問書の受理
5月31日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
6月30日	実施機関の弁明意見書を受理
7月11日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
8月 3日	審査請求人の反論意見書を受理
10月17日 (第71回審査会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
12月19日 (第73回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成19年 4月10日 (第77回審査会)	調査審議
5月22日 (第78回審査会)	調査審議
6月12日 (第79回審査会)	調査審議
平成20年 9月 9日 (第94回審査会)	調査審議
9月24日	答申

別表

	非公開とすべき情報	
本件行政文書①	10ページ目	3行目から19行目までの矢印の右側
		21行目14字目から33字目まで
本件行政文書②	15ページ目	設計・建設工事費等金額に関するもの
本件行政文書③	14ページ目	「周辺の賃料相場」の表中金額に関するもの
	24ページ目	5行目32字目から35字目まで
		6行目16字目から19字目まで
		負担額をシミュレーションした結果及び「プロジェクト評価指標」の表中金額、割合及び指標に関するもの
	10. VFM の検討(詳細)	11ページ目
		図表10－8中金額に関するもの
		図表10－9中単価、人数、割合及び金額に関するもの
		12ページ目
		図表10－10中金額、件数、割合及び金額に関するもの
		16ページ目
		図表10－16中金額、割合及び指標に関するもの
		17ページ目
		金額及び割合に関するもの
		19ページ目
		図表10－18及び19中金額、割合及び指標に関するもの
		21ページ目
		図表10－21及び22中金額、割合及び指標に関するもの
		22ページ目
		図表10－23中金額、割合及び指標に関するもの
本件行政文書④	9ページ目	図中仮移転先が特定できるもの
	10ページ目	図中仮移転先が特定できるもの
	11ページ目	図中仮移転先が特定できるもの及び入居団体に関するもの
本件行政文書⑤	20ページ目	「周辺の賃料相場」の表中金額に関するもの
	35ページ目	「事業手法別のコストシミュレーション結果」の表中金額に関するもの
	46ページ目	金額、補正率及び割合に関するもの

	47ページ目	図表10－9中単価、人数、割合及び金額に関するもの
	48ページ目	図表10－10中単価、件数及び金額に関するもの
	52ページ目	図表10－16中金額に関するもの
	53ページ目	金額に関するもの
本件行政文書⑥	57ページ目	金額、割合及び指標に関するもの
本件行政文書⑦	12ページ目	26行目
	43ページ目	金額、補正率及び割合に関するもの
	44ページ目	図表 1－5中単価、人数、割合及び金額に関するもの
	45ページ目	図表 1－6中単価、件数及び金額に関するもの
	49ページ目	図表 1－12中金額に関するもの
	50ページ目	金額に関するもの
		4行目 5字目から11字目まで
		8行目 7字目から10字目まで
		9行目 9字目から12字目まで
		13行目20字目から28字目まで
		14行目20字目から28字目まで
		29行目から31行目まで
	51ページ目	金額に関するもの
本件行政文書⑧	3ページ目	金額に関するもの
本件行政文書⑨	16ページ目	金額に関するもの